

# 社会保障・税一体改革素案における国保制度の見直しについて

平成24年1月24日  
全国知事会

今般とりまとめられた「社会保障・税一体改革素案」における国保制度の見直し案について、全国知事会では以下のとおり意見等を取りまとめたので、国におかれては検討の上、引き続き地方側と十分協議を行うよう改めて申し入れる。

## 1 「国と地方の協議」の尊重について

昨年12月20日に行われた「国と地方の協議の場」において、子どもに対する手当に関連し提案された国保に関する事項は、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」（以下「本協議」という。）を一切縛るものではないと確認されている。

一方、同日関係4大臣等により合意された「平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」において、子どものための手当に関連する国保の国の定率負担の引下げと都道府県調整交付金の増額に加え、国保の見直しの方向性も盛り込まれているが、国においては、先の確認に基づき地方と真摯に協議し、地方の意見を最大限反映すること。

## 2 見直し案について

### (1) 国保の構造的問題の抜本的解決について

提示の財政基盤強化策は、危機的な状況にある国保の財政運営において、当面一定の効果が見込まれると考えられるものの、2,200億円の公費投入により、多額の法定外繰入や繰上充用がどの程度減少するのか、また、国と地方の負担割合や財源措置などが明確にされておらず、さらには、財政安定化支援事業の恒久化や、高額医療費共同事業の国庫負担額の確保が先送りされるなど、多くの課題が積み残しとなっている。

今後も増嵩する医療費に対し、今回の見直し案は抜本的な解決策となっておらず、また、国の定率負担の引下げと都道府県調整交付金の増額については、地方税増収分の処理のための今回限りのやむを得ない措置と認識している。

都道府県としては、国保の構造的な問題の抜本的な解決が図られ、持続可能な制度が構築されるならば、積極的に責任を担う覚悟である旨、繰り返し述べてきたところであり、国においては、国の定率負担の引上げによる公費負担の拡大など一層の財政責任を果たすとともに、地域の実情に応じた国保の運営のあり方など、引き続き構造的な問題の抜本的な解決に向けた検討を行うこと。

(2) 財政基盤の強化の確実な実現について

本会では、従来から、本問題については、国保の財政基盤の強化が先決であることを主張してきたところであり、確実に2,200億円の財政基盤強化策を実現すること。

(3) 都道府県による財政調整について

保険財政共同安定化事業について、事業対象を全医療費に拡大することは、市町村の国保財政に多大な影響を及ぼすことが見込まれることから、本会は、これに伴う調整財源について、公費負担割合50%の枠外での確保を求めてきたところである。

都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担から都道府県調整交付金へ2%移すことで十分な調整が行えるのか、特に医療費の伸びに伴う負担の増嵩に対応できるのか、国は早急に推計データを明らかにすべきである。

また、都道府県の財政調整機能の発揮のためには、保険者である市町村の理解と協力が不可欠である。国は、都道府県を中心に市町村が協調して円滑に調整が行われるような方策についても十分検討し、提示すべきである。

### 3 後期高齢者医療制度について

(1) 高齢者医療制度改革会議の「最終とりまとめ」について

「最終とりまとめ」は、75歳以上を国保と被用者保険に戻し、別々の医療保険制度に加入させるという点で、知事会の目指すすべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向け大きな後退である。また、年齢による区分という問題を解消するとしている一方で、区分経理は残すなど実態は看板の掛け替えにすぎない、加入する制度により新たな不公平が発生する、システム整備に多額の費用を要する、そして最も重要な課題である財源論が欠如しているなど、様々な問題を抱えており、現行制度の改悪と言わざるを得ない。

現行の後期高齢者医療制度は、施行から約4年を経過し定着していることから、必要な改善を加えながら安定的な運営に努めるべきである。

(2) 現行制度の廃止について

素案では、高齢者医療制度の見直しについて、「具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。」としている。

本会は、本協議への参加に当たっては、「最終とりまとめ」の法制化とは切り離し、国保の基盤強化について議論するという趣旨から国の要請に応じたものである。これまで高齢者医療制度に関する協議は一切行っていない中で、現行制度の廃止法案の提出を断行しようとすることは暴挙と言わざるを得ず、断じて認めることはできない。